

設立趣旨書

1 趣旨

神奈川県唯一の盆地である秦野市には、丹沢山系の名水の里として、又水無川沿いの桜並木も見事で地域の春の風物詩の地であります。

そんな折、令和元年12月から世界的にコロナ感染問題が世界中に大きな問題を提起されました。私共は、将来背負ってくれる子供たちの支援活動に関心を持つ地域の有志が一堂に集まりました。令和2年から、活動を開始したのは子供たちに安心安全な教育環境で勉学に励んで頂きたく、市内の小中学校の一部の教室ですが、関係各位のご理解を頂いて除菌洗浄を行う活動を行いました。お陰様で、市教育委員会から感謝の意を受けさせて頂きました。

今年も秋口から同様に継続して、子供たちの健全育成の為の活動を目標にしております。

又、何時、何処でも自然災害が想定出来る国内ですので、それに対する備えの地域安全、災害救援活動の輪を広げ、地域、市民の為の活動を目標としております。

社会的に認められた組織に立ち上げ、行政や他団体との連携を図り、文化の伝承や恵まれた地域資源を活用して、他の地域の若い人たちが当市の魅力を基に居住したい様になる事が、今後の少子高齢化による縮小する人口問題の解決にもなると思います。

地域の方々及び市民の方にも活動に賛同して頂く事が不可欠であるという観点から、法人化として地域に定着させ、継続的に推進して社会的に認められた組織にして活動を目指します。

特定非営利活動法人は、情報公開が義務付けられており、活動の透明性や公平性が求められるから、地域からの信頼も得やすいので、特定非営利活動法人を設立することにしました。

2 申請に至るまでの経緯

その結果、社会的に認められた特定非営利活動法人を設立して、組織的かつ継続的に支援活動等を展開することが最も効果的であるとの結論に至りました。

その後、設立の具体的な手続きを進めるために、設立発起人会を開催いたしました。

発起人会では、法人設立の目的や活動計画、定款内容について詳細に検討し、全員一致で法人設立設立を進めることを決定致しました。

更に、設立総会を開催し、設立代表者を選出し。法人設立の趣旨や具体的な行動について承認を得ました。

この総会を経て、正式に特定非営利活動法人 Gattsu の設立申請を致します。

令和6年7月31日

法人の名称 特定非営利活動法人 Gattsu

設立代表者 荒 武 大